

平成24年4月10日
交通政策担当部
鉄道立体・街づくり調整担当課

東京都市計画交通広場の変更について（千歳烏山駅東口広場）

1. 趣旨

京王線連続立体交差事業にあわせて計画する明大前駅及び千歳烏山駅の駅前広場については、これまで平成22年12月に都市計画素案説明会を開催し、その後、都市計画素案の周知及び区民意向の把握をするため、都市計画相談コーナーの設置や地区街づくり懇談会等を実施してきた。この度、東京都市計画交通広場千歳烏山駅東口広場の都市計画案がまとまり、都市計画法第17条による公告・縦覧及び住民説明会を開催するので、以下のとおり報告する。

2. これまでの主な経緯

平成21年 5月	京王線沿線街づくり基本方針の策定
平成21年10月	京王線沿線駅前広場基本構想の策定
平成21年11月	京王線連続立体交差化・複々線化及び関連側道計画等の都市計画素案説明会（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の開催
平成22年12月	明大前駅及び千歳烏山駅の駅前広場都市計画素案説明会の開催（2会場4日間）
平成23年 5月	京王線連続立体交差化・複々線化及び関連側道計画等の都市計画案の公告・縦覧及び説明会（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の開催
平成23年 9月～11月	駅前広場周辺地区街づくり懇談会等の開催（10回）
平成24年 2月	地区懇談会等に関する報告会の開催
平成24年 3月	都市計画相談コーナーの開催

3. 都市計画案の概要

別紙-1 計画図書のとおり

4. 今後の予定

平成24年 4月	都市計画法第17条による公告・縦覧（13日～27日）
4月	都市計画案説明会（14日）
平成24年度	世田谷区都市計画審議会諮問
平成24年度	都市計画決定・告示

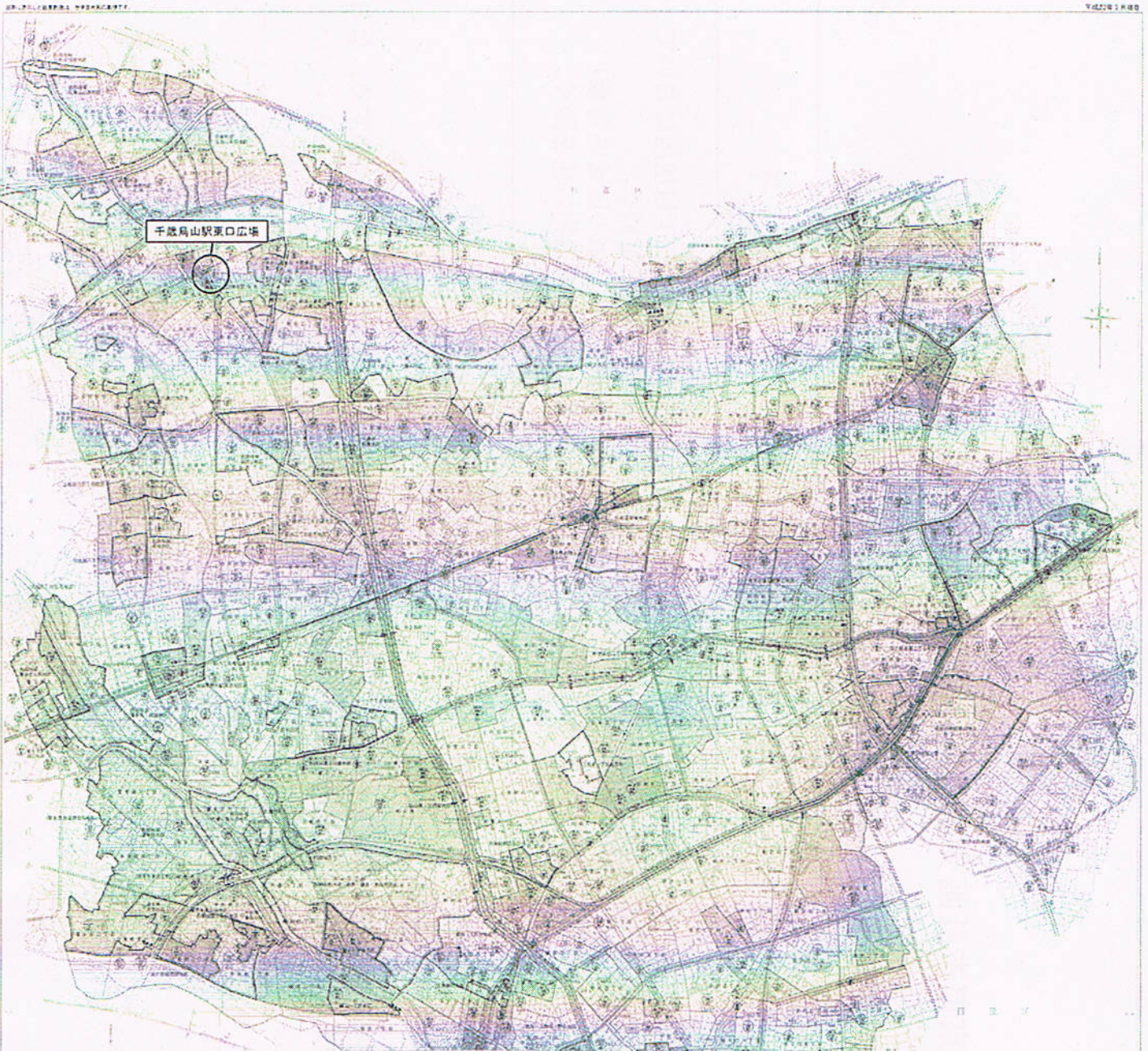
総括図

東京都計画交通広域千歳烏山駅東口広場

別紙—1

凡例

変更対象路線



凡例

地域地区	
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近郊住居地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種工業地域
	第二種工業地域
	特別工業地域
	臨海業務地域(1区)
	臨海業務地域(2区)
	第一種業務地域
	第二種業務地域
	特別業務地域
	特別地区

敷地面積の最低限度	
別荘地地区	敷地面積 200㎡
第一種住居	40%
第二種住居	50%
第一種工業	45%
第二種工業	100%

緑化率・容積率・高度地区	
A	緑化率 30%
B	容積率 1.0
C	高度地区

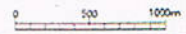
防火地域の指定	
①	防火地域(1)
②	防火地域(2)

都市計画道路	
①	都市計画道路
②	都市計画道路

緑化地域	
指定地域	新築面積500㎡以上の付帯緑地
指定地域	新築面積500㎡以上の付帯緑地

地区計画	
①	地区計画
②	地区計画

日照規制	
①	日照規制
②	日照規制



東京都市計画交通広場の変更（世田谷区決定）

東京都市計画交通広場に千歳烏山駅東口交通広場を次のように追加する。

番号	名称		位置	面積	備考
	交通広場名				
6	千歳烏山駅東口広場		世田谷区南烏山五丁目地内	約500㎡	世田谷区南烏山五丁目地内において立体的な範囲を定める。 (面積約500㎡の区域を対象) ただし、鉄道構造物の柱を除く。

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

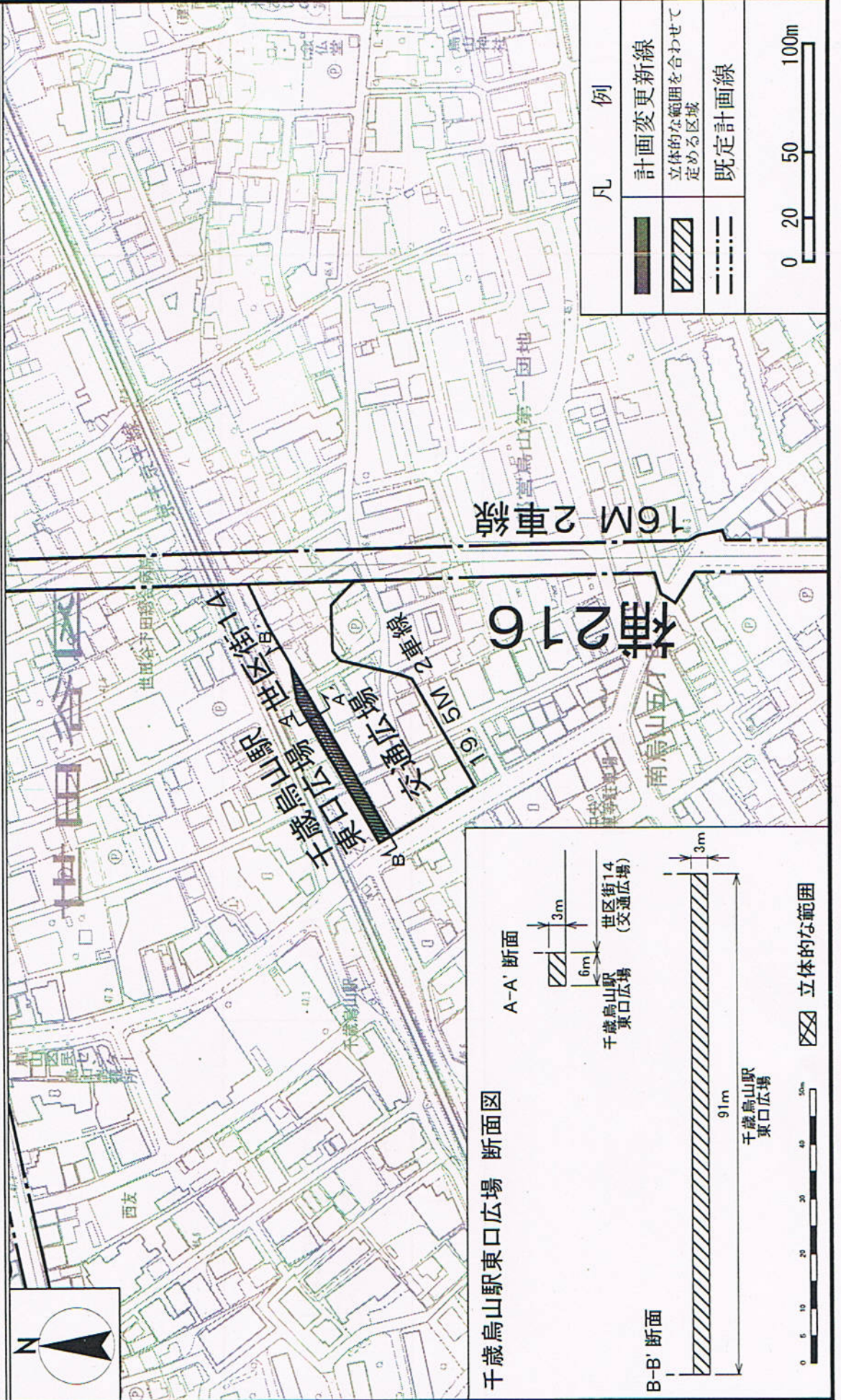
理由： 千歳烏山駅における交通結節機能を強化するとともに、快適な歩行者空間の確保を図るため、新規追加する。なお、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲をあわせて定める。

変 更 概 要

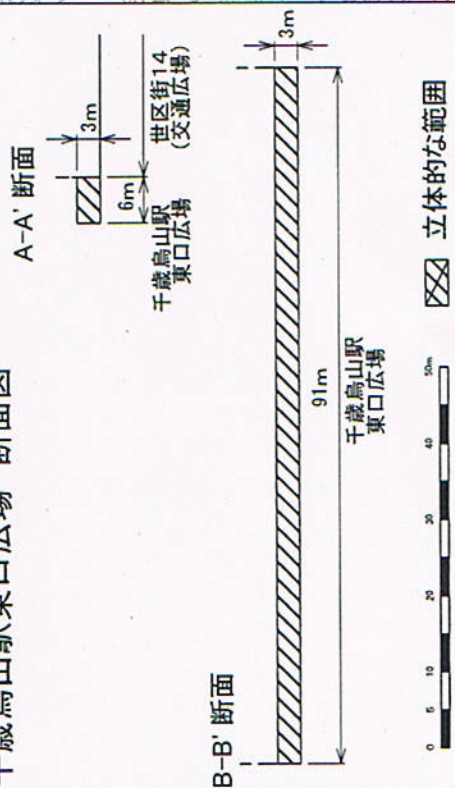
名 称	変 更 事 項
千歳烏山駅東口広場	1. 新規追加

東京都市計画交通広場 千歳烏山駅東口広場 計画図

[世田谷区決定]

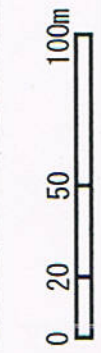


千歳烏山駅東口広場 断面図



凡 例

	計画変更新線
	立体的な範囲を合わせて定める区域
	既定計画線



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都建設局1/2,500の地形図（建築計画図）を使用し、この地形図から作成したものである。（承認番号）2,3都市基設第5,8号、平成23年8月5日
 縮尺1/2,500
 製図者 東京都建設局 都市計画部 都市計画課 第204号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都建設局2,500分の1の地形図を使用し作成したものである。（承認番号）2,3都市基設第5,8号、平成23年8月5日
 縮尺1/2,500
 製図者 東京都建設局 都市計画部 都市計画課 第204号

この背景の地形図は、東京都建設局と東京デジタルマップ（株）が著作権を有しています。（承認番号）MMT利許第003号-2

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画交通広場千歳烏山駅東口広場

2 理由

千歳烏山駅周辺地区は、「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」において、「地域生活拠点」として区民の日常生活における商業・文化・行政サービス等の地域生活の側面での「核」であり、地域のシンボル地区としても位置づけられている。

あわせて、当該地区を通過する東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線は、「主要生活交通軸」として、地域生活拠点を結ぶ機能を担い自動車交通の円滑化や歩行者空間の充実などをはかることとしている。

こうしたことから、京王線の立体化に併せて、交通結節機能の強化や歩行者の安全で快適な通行機能の確保を図るため、東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第14号線に付属する交通広場と一体的に機能する面積約500㎡の広場を東京都市計画交通広場千歳烏山駅東口広場として都市計画決定しようとするものである。なお、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲をあわせて定める。